

## 横須賀市立学校学期制検討委員会条例

### (設置)

第1条 横須賀市立学校における学期制のあり方に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市立学校学期制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市立学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者及び市立学校の校長その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

### (この条例の失効)

2 この条例は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。